

令和4年度

赤十字やまがた

危機を前に、人は弱い。
でも、
危機を前に、人は強い。

災害や感染症の脅威が訪れた時。

人は不安になる。恐怖に怯える。

けれど、人は励まし合い、前に進むことができる。

私たちは知っています。

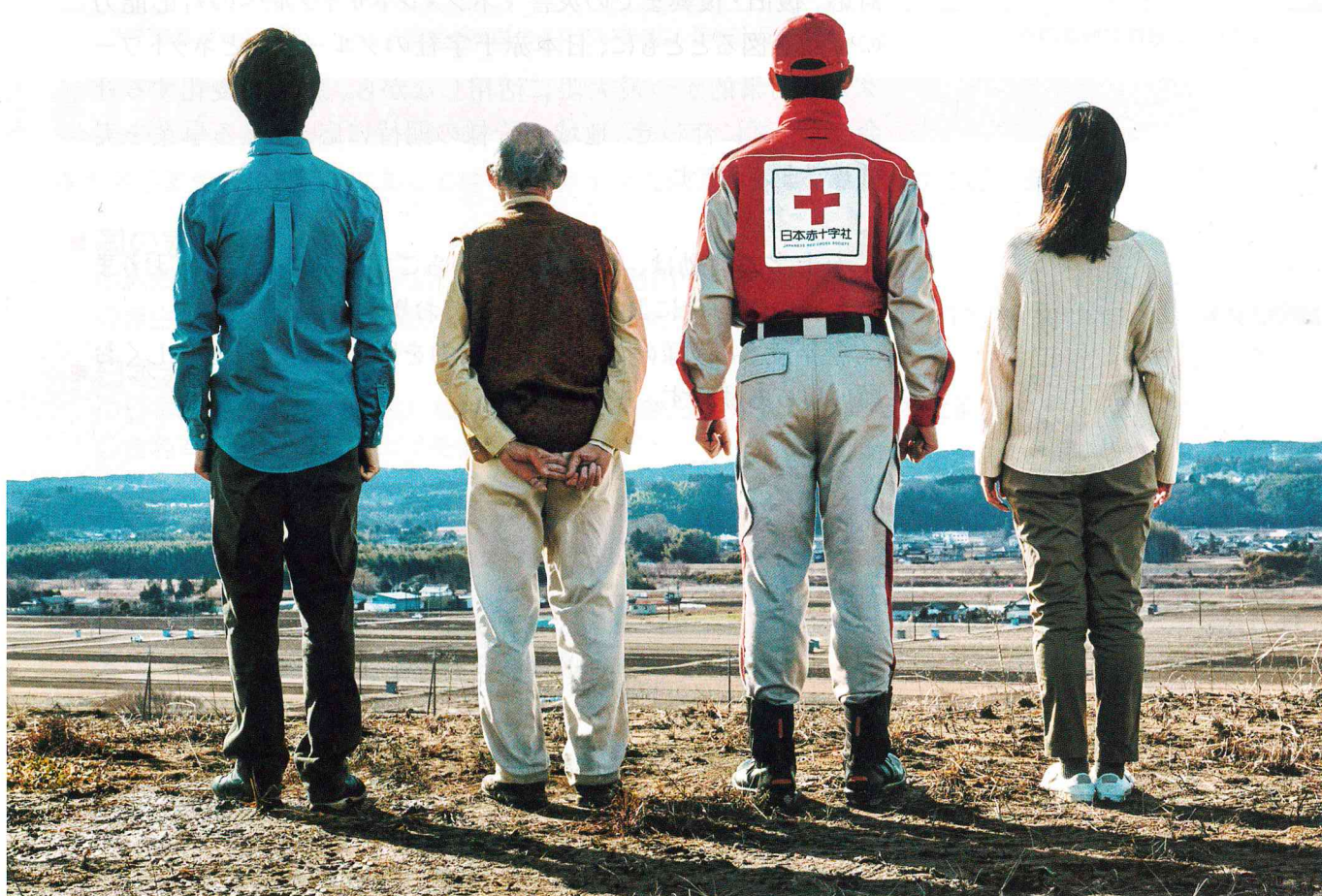
大切な人を守ろうとする姿を。

災害に立ち向かおうとする人たちの強さを。

そんな思いに応えて、ともに乗り越えていくために。

災害の現場で、赤十字の医師・看護師・ボランティアが活動をつづけます。

——— 救いを託されている。あなたとともに。



活動資金にご協力ください



日本赤十字社
Japanese Red Cross Society

山形県支部

人間を救うのは、人間だ。Our world. Your move.



日本赤十字社山形県支部
支部長 吉村 美栄子

会費ご協力のお願い

赤十字事業につきましては、日頃より県民の皆様から温かいご支援とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

日本赤十字社では「人間のいのちと健康、尊厳を守る」という人道的使命に基づき、国内災害救護、救急法等の普及、赤十字奉仕団、青少年赤十字、国際活動、血液事業など、多岐に渡る事業を展開しております。

さて、世界的な新型コロナウイルス感染症の蔓延をはじめ、国内では地震や豪雨による水害などの自然災害が頻発化・激甚化・広域化の一途を辿っており、日本赤十字社の広域ネットワークを駆使した医療救護活動や感染症が蔓延する状況下における人道的活動に、国民からは大きな期待が寄せられています。

当県支部では、いついかなる状況においても人々の苦痛を軽減し、迅速な災害救護活動ができるよう、防災・減災から応急対応、復旧・復興までの災害マネジメントサイクルへの対応能力の強化を図るとともに、日本赤十字社のグループ力とネットワーク力を効果的かつ最大限に活用しながら、急速に変化する社会のニーズに合わせ、地域の皆様の期待に応えられる事業を実施してまいります。

赤十字の活動は、県民の皆様からご協力をいただいております。会費や寄付金によって支えられています。

今年度も、皆様のご支援とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



赤十字会員制度について

区 分	ご協力金額	ご協力にあたっての要件
赤十字会員 (会費)	年額2,000円以上	納入者単独の氏名、住所、納入日、納入額、赤十字からの情報提供の要否が明確である方
赤十字協会員 (会費)	年額2,000円未満	納入者単独の氏名、住所、納入日、納入額が明確である方
寄付者 (寄付金)	任意の金額	・町内会一括納入などで、納入者単独の判別ができない場合 ・匿名での納入の場合

山形県では、目安として年額700円以上でのご協力をお願いしています。

※日本赤十字社への会費等のご協力は、あくまでも任意となっており、強制するものではありません。
県民の皆様には、赤十字の趣旨を何卒ご理解のうえ、今後とも継続的な支援をお願いいたします。



税制上の優遇措置について

日本赤十字社に対する一定額以上の寄付金や会費(寄付等)のご協力には、税制上の優遇措置が適用されます。詳細については、お近くの税務署や税務相談窓口、税理士または日本赤十字社山形県支部にご相談ください。

個人の場合	区 分	所得控除 (特定寄付金)	住民税控除 (指定寄付金)	相続税非課税
	寄付 内容	日本赤十字社にお寄せいただいた寄付等で、日本赤十字社の事業に充当されるものをいいます。	日本赤十字社各都道府県支部にお寄せいただいた寄付等で、総務大臣の指定(※1)を受けた事業に充当されるものをいいます。(※2)	相続または遺贈により財産を取得した方から、日本赤十字社にお寄せいただいた寄付金で、日本赤十字社の事業に充当されるものをいいます。
	措置の 内容等	寄付等の全額(ただし、上限は寄付者の年間所得額の40%)から2千円を差し引いた額が、寄付者の年間所得総額から控除されます。	寄付等の全額(ただし、上限は寄付者の年間所得総額の30%)から2千円を差し引いた額の10%が、寄付者の住民税額から控除されます。	寄付した相続財産の価格は相続人が納めるべき相続税の課税価格に算入されません。
	期間	通 年		
法人の場合	区 分	損金算入 (指定寄付金)	損金算入限度額 (特定公益増進法人に対する寄付)	
	寄付 内容	日本赤十字社にお寄せいただいた寄付で、財務大臣の指定(※2)を受けた事業に充当されるものをいいます。	日本赤十字社にお寄せいただいた寄付等で、日本赤十字社の事業に充当されるものをいいます。	
	措置の 内容等	寄付の金額が、法人の寄付金損金算入限度額にかかわらず、損金の額に算入されます。	寄付等の金額が、法人の通常有する寄付金の損金算入限度額とは別枠で、特定公益増進法人に対する寄附金の損金算入限度額として認められます。	
	期間	毎年4月～9月		通 年

(※1)災害救護設備の整備など6つの事業が制度化されています。(※2)但し、支部の指定した事業計画の範囲が対象となります。



表彰制度について

赤十字活動資金のご協力に対しては、日本赤十字社や国からの表彰制度がございます。

■ 国の表彰

◇紺綬褒章(個人500万円以上、法人1,000万円以上を納められた方)

◇厚生労働大臣感謝状(個人100万円以上、法人300万円以上を納められた方) ※一時または同一年度内の累計

■ 日本赤十字社の表彰

◇日本赤十字社社長感謝状(金色有功章受章後、50万円以上納められた都度)

◇金色有功章(50万円以上を納められた方)

(個人)



金色有功章章記



徽章



男章



女章



セト門標

(法人)



金色有功章楯



徽章



セト門標

◇銀色有功章

(20万円以上を納められた方)

(個人・法人)



銀色有功章楯



徽章



セト門標

◇特別社員

(会費2,000円×10年または一括2万円を納められた方)



特別社員章



セト門標



国内災害救護

令和4年度の事業計画

- 災害救護対応力の強化
- 地域コミュニティにおける防災教育の推進
- 防災ボランティアの育成

1. 災害救護活動用器材の整備

(1) 野外炊飯器、ワンタッチテントの配備

災害時に迅速に救護活動を実施するため、野外炊飯器、ワンタッチテントを各地区分区に配備しました。

※当初予算で措置したワンタッチテント5地区分区に加え、コロナ禍で実施できない事業に係る予算を活用し、次年度以降に配備を予定していた地区分区について前倒しで、野外炊飯器を2地区、ワンタッチテントを6地区分区に配備しました。

野外炊飯器 配備先(2)

新庄市地区、南陽市地区

ワンタッチ テント 配備先(11)

鶴岡市地区、酒田市地区、村山市地区、
金山町分区、大蔵村分区、鮭川村分区、
戸沢村分区、小国町分区、白鷹町分区、
三川町分区、遊佐町分区



事務局長から地区分区長へ器材の交付



地区分区職員への器材の説明

(2) 避難所用簡易テントの整備

コロナ禍での災害対応として、避難所で何らかの症状がある避難者の収容やプライバシー保護のためのスペースとして使える避難所用簡易テント100張を支部に整備しました。

2. 救護車の設置助成

災害時における地域住民の避難・救護活動、その他赤十字事業の推進を図るため、地区分区に対し、救護車の設置に係る経費を助成しました。

救護車 助成先(2)

天童市地区、最上町分区



3. 赤十字防災セミナーの実施

地域や赤十字奉仕団の要請を受け、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を十分に講じたうえで、支部職員を派遣し、防災・減災の知識について研修を行いました。(5市町にて、計6回実施)

※令和3年10月からは、従来の内容に加え、新たに「災害発生時に感染症から身を守る」をプログラムに組み込んだ防災セミナーを開始しました。



奉仕団総会にて防災セミナー開催



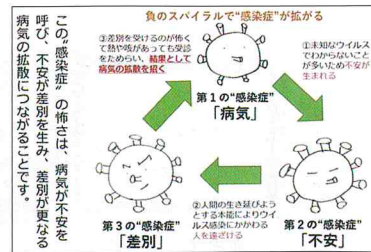
災害時の救護物資について説明

4. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の為の普及啓発

新型コロナウイルス感染症の持つ病気・不安・差別という「3つの顔」が、「負のスパイラル」として更なる感染拡大につながっていることから、「負のスパイラル」を断ち切るための正しい知識を身に付けることを目的とした研修会を実施しました。(4市町にて、計5回実施)



小学生を対象とした研修会



3つの感染症のつながり(研修資料抜粋)

5. 被災世帯への援護

被災者総数.....102名(39世帯)

災害救護物資の配布

・毛布 56枚 ・緊急セット 36個 ・学用品セット 4個

災害見舞金の交付 (全焼・全壊30件、半焼・半壊7件)..... 670,000円

災害弔慰金の交付 (4件)..... 80,000円



被災世帯へ配付される緊急セット



救急法等の普及

令和4年度の事業計画

- 赤十字救急法等の普及推進
- 救急法等指導員の養成
- 救急法等指導員の技術向上

1. 令和3年度の講習実施状況

講習名	実施回数	実施人数
救急法	248回	5,919名
水上安全法	12回	295名
雪上安全法	2回	20名
幼児安全法	70回	1,000名
健康生活支援講習	0回	0名
合 計	332回	7,234名

(※北海道・東北地区の中で実施回数、受講者数ともに最多の実績)

2. イベントを活用した救急法等の普及

新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、感染防止対策を十分に講じたうえで、一次救命処置の大切さを少しでも多くの県民の方に普及し、いのちの大切さについて広めていくために、商業施設及びプロスポーツチームの試合会場で、一次救命処置体験コーナーを設置しました。(2市町で、計3回実施)



新型コロナウイルス感染防止対策を十分に講じたうえで心肺蘇生を学ぶ受講者

新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言の発令や感染拡大防止特別集中期間の実施により、講習を中止とした期間もありましたが、講習動画の視聴を取り入れ受講者同士の接触を無くすなどの感染防止対策を十分に講じたうえで講習を実施しました。



心肺蘇生に一生懸命取り組む子どもたち



赤十字奉仕団

令和4年度の事業計画

- 赤十字奉仕団支部指導講師の養成
- ボランティア・リーダーの養成
- 地域ニーズに即した奉仕団活動を支援するための助成
- 赤十字奉仕団主催地域イベントなどの共同開催
- 地域赤十字奉仕団未結成地域での団設立に向けた取り組みの強化
- 東日本大震災の復興支援

令和3年度の登録状況

区 分	団 数	団員数
地域奉仕団	38団	4,211名
特殊奉仕団	5団	240名
青年奉仕団	2団	177名
合 計	45団	4,628名

※休止中の団を除く

東日本大震災復興支援事業の実施

宮城県気仙沼市大沢地区の住民約80名を対象に、これまでの復興支援に携わった赤十字奉仕団と現地を訪問し、山形芋煮等の振る舞いのほか、10年の交流記録の動画上映、活動写真パネルの展示、メッセージツリーの作成などを行いながら思い出を語り合い、地域住民の方々と交流を図りました。



山形芋煮の振る舞いの様子



10年の交流記録動画上映



作成したメッセージツリー



青少年赤十字

令和4年度の事業計画

- 青少年赤十字加盟校活動の推進
- 防災教育プログラムの推進
- 国際交流事業・国際教育支援事業の推進
- 青少年赤十字指導者の育成
- 青少年赤十字メンバーの育成

令和3年度の登録状況

校 種	加盟校(園)	メンバー数
幼稚園・保育園	17園	1,844名
小学校	87校	19,761名
中学校	44校	11,381名
高等学校	25校	1,575名
特別支援学校	2校	67名
合 計	175校(園)	34,628名

1. 防災教育出前授業の実施

新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、感染防止対策を十分に講じたうえで、青少年赤十字防災教育プログラムを活用し、防災・減災につながる出前授業を実施しました。(3市町4会場で、計7回実施)

2. 青少年赤十字リーダーシップ研修の実施

青少年赤十字活動におけるリーダーを養成するためのリーダーシップ研修について、新型コロナウイルス感染症対策を十分に講じたうえで、半日での開催やWeb開催等開催形式を変更して実施しました。



Web開催した高等学校リーダーシップ研修の様子



小・中学校リーダーシップ研修の様子



国際活動

令和4年度の事業計画

- 国際救援活動の支援(北海道・東北支部合同事業)
- 国際教育支援事業の実施
- 救援事業のための募金活動

1. 北海道・東北支部合同国際活動

北海道・東北ブロック支部合同事業として、ラオスにおける救急法普及支援事業とネパール及びバヌアツにおける青少年赤十字海外支援事業へ資金支援を行いました。(支援額 計769,000円)

2. ベトナム教育支援事業の実施

途上国への教育支援として、山形県高等学校青少年赤十字連絡協議会が中心となり、書き損じはがき回収活動を実施し、その資金をもとに、ベトナムの貧困地域の子どもたちへ学用品セット200セットを贈呈しました。

※本県青少年赤十字高校生メンバーが現地へ赴き、子どもたちへ学用品セットを直接贈呈する計画でしたが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、同セットの送付対応のみとしました。



現地赤十字関係者をはじめ多くの方々の協力により、無事子どもたちへ贈呈されました



3. NHK海外たすけあいキャンペーンの実施

頻発する自然災害や武力紛争への緊急救援活動や、途上国の赤十字社の支援のため、12月1日～25日まで実施した同キャンペーンの一環として、赤十字奉仕団員及び青少年赤十字メンバーから協力を得て、県内の商業施設など計14か所にて、新型コロナウイルス感染防止対策を十分に講じ街頭募金活動を実施しました。



県内各地で多くの県民の方々からご協力をいただきました



広報活動

令和4年度の事業計画

- 広報誌等の発行、配布による情報の発信
- 支部ホームページ及びソーシャルメディアによる積極的な情報の発信
- メディア(テレビ、ラジオ、新聞)を活用した広報活動の展開
- レッドライトアッププロジェクトの推進
- 赤十字広報資材貸出事業の実施
- 体験型赤十字広報イベントの推進
- 県内イベントへの参加による広報活動の展開

1. 支部ホームページ及びソーシャルメディアによる情報発信

災害救護をはじめとする支部の取り組みや県内赤十字関係者の活動について、支部ホームページに加えて、若年層を中心としたソーシャルメディア利用者にも情報発信していくことを目的に支部専用ソーシャルメディアアカウントを開設し、積極的に情報を発信しました。

※アカウントをお持ちの方は、ぜひご登録をお願いいたします。

Twitter	名前 日本赤十字社山形県支部 ユーザーネーム @nissekiyamagata	
Instagram	名前 日本赤十字社山形県支部 ユーザーネーム nisseki_yamagata	

2. レッドライトアッププロジェクトの実施

5月の赤十字運動月間に、赤十字を広く国民に周知することを目的に全国各地の赤十字施設や歴史的建造物を赤十字のシンボルカラーである赤色に照らす「レッドライトアッププロジェクト」について、本県では上山城(上市市)を会場に、5月7日から3日間実施しました。

上山城全体を赤色に照らし
多くの方にご覧いただきました



血液事業

令和4年度の事業計画

- 医療機関に対する血液製剤の安定供給の確立
- 需要に見合った適正かつ効率的な献血者確保の推進
- 県民及び若年層に対する献血の普及・啓発
- 献血事前予約の推進及び献血Web会員サービス「ラブラッド」の登録勧奨
- 輸血医療に関する調査・研究の推進



コロナ禍における献血協力(県遊技業協同組合)

1. 献血者受入と医療機関への血液製剤の供給

献血バスの配車及び献血ルームSAKURAMBOでの献血の受入と、医療機関の要請に基づき血液製剤の供給を実施しました。

◇ 血漿製剤供給実績 ※1単位=200mL

・赤血球製剤	45,752単位
・血漿製剤	13,362単位
・血小板製剤	51,845単位

◇ 献血受入実績

・200ml全血献血	827人
・400ml全血献血	25,172人
・成分献血	12,284人

2. 献血の普及・啓発

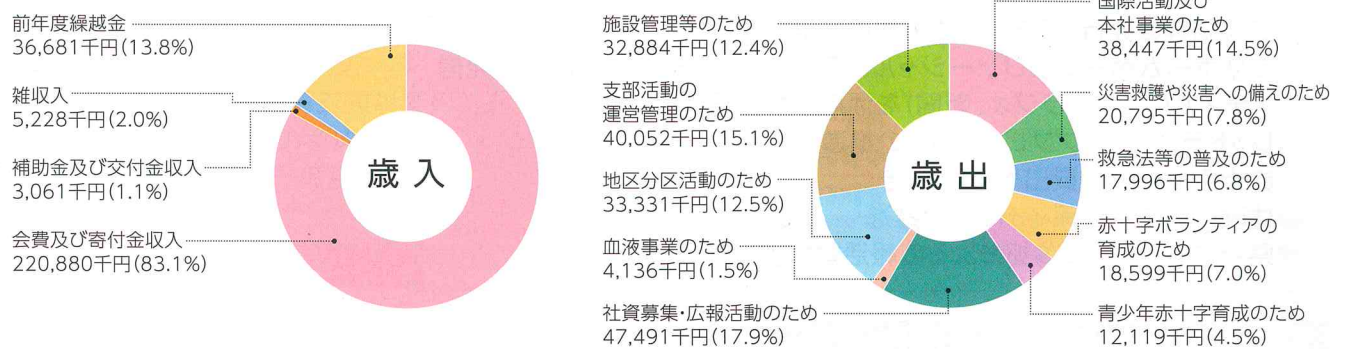
献血協力の拡充と、献血に関する理解促進を目的に、各種献血普及・啓発キャンペーン、学校・企業における献血セミナー、献血web会員サービス「ラブラッド」の登録勧奨を実施しました。

また、新型コロナウイルス感染症対策として、献血の事前予約を推進しました。



予算・決算

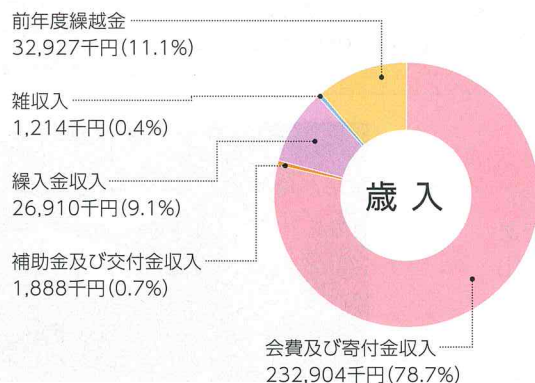
令和4年度 歳入歳出予算 / 2億6,585万円



令和3年度 歳入歳出決算(見込)

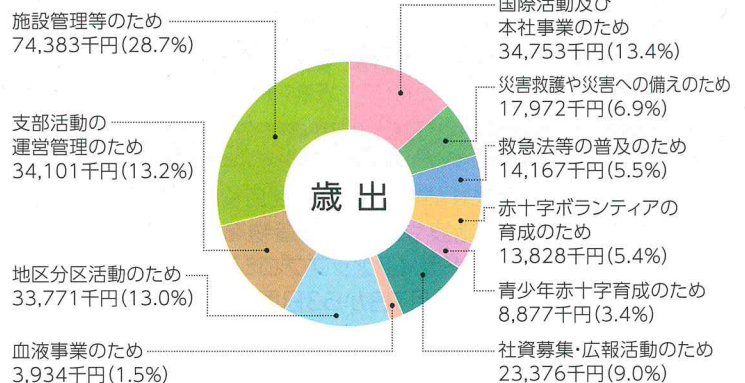
歳入 / 2億9,584万4千円

(12月末日現在)



歳出 / 2億5,916万2千円

(12月末日現在)



国内災害義援金・海外救済金の受付状況

国内災害義援金 (災害義援金は被災自治体を通じてその全額が被災者に届けられます。)

義援金名	件数	金額
平成30年7月豪雨災害義援金	13件(628件)	73,232円(57,121,597円)
令和2年7月豪雨災害義援金	22件(329件)	263,282円(3,918,985円)
令和3年2月福島県沖地震災害義援金	23件(184件)	159,222円(879,090円)
令和3年島根県松江市大規模火災義援金	99件(99件)	131,406円(131,406円)
令和3年7月大雨災害義援金	239件(239件)	1,682,322円(1,682,322円)
令和3年台風第9号大雨災害義援金	184件(184件)	528,749円(528,749円)
令和3年8月大雨災害義援金	206件(206件)	931,987円(931,987円)
令和3年長野県茅野市土石流災害義援金	129件(129件)	184,174円(184,174円)
合計	915件(1,998件)	3,954,374円(65,378,310円)

海外救済金 (海外救済金は日本赤十字社本社を通じて被災者の支援に充てられます。)

救済金名	件数	金額
中東人道危機救済金	0件(84件)	0円(415,501円)
バングラデシュ南部避難民救済金	0件(111件)	0円(124,327円)
2021年ハイチ地震救済金	138件(138件)	183,558円(183,558円)
アフガニスタン人道危機救済金	110件(110件)	127,953円(127,953円)
トンガ大洋州噴火津波救済金	93件(93件)	199,973円(199,973円)
海外救済金(無指定)	1件	5,000円
小計	342件(537件)	516,484円(1,056,312円)
令和3年度NHK海外たすけあいキャンペーン寄付金	203件	1,124,272円
合計	545件(740件)	1,640,756円(2,180,584円)

※表の()内は、受付開始からの累計受付件数及び受付額

日本赤十字社山形県支部からのお知らせ



突然倒れてしまった人を救うために ～赤十字救急法等講習のご案内～

日本赤十字社では、県民の皆さんに救急法の知識と技術を学んでいただくために、指導員の派遣を行っております。社内の安全管理体制の強化や社員の方々への研修等に、是非、赤十字の講習をご活用ください。

記

- 内 容 心肺蘇生・AEDを用いた電気ショック・止血・きずの手当て・骨折の手当て・搬送
- 講習時間 2時間（短期講習）
- 申込手順 ①当支部(担当／事業推進課 023-641-1353)あて連絡。
②支部HPから申込書類等をダウンロードし、申込書を当支部へ郵送。
<https://www.jrc.or.jp/chapter/yamagata/study/course/>
③申込内容を確認後、支部から主催者側へ連絡。
- 留意事項 ・研修会場は申込者側で手配願います。（ソーシャルディスタンス、換気が確保できる会場）
・講習に要する経費は無料です。
（但し、人形等資材の運搬及び宅配費用は原則として申込者の負担となります）



「自助」と「共助」の力を高め、災害からいのちを守る ～赤十字防災セミナーのご案内～

日本赤十字社山形県支部では、地域住民の方々が、自ら災害からいのちを守り、被災に伴う心身の苦痛を軽減し、地域コミュニティにおける「自助」、「共助」の力を高めるために防災セミナーを実施しております。

下記をご参照の上、是非お申し込みください。

記

- 対象者 事業所、自治会、町内会等各種団体単位
- 内 容 「災害への備え」、「災害エスノグラフィー」、「災害図上訓練」、「災害発生時に感染症から身を守る」から選択できます。
- 研修時間 30分～2時間程度（要相談）
- 申込手順 ①当支部(担当／事業推進課 023-641-1353)あて電話連絡。
②支部HPから申込書類等をダウンロードし、申込書を当支部へ郵送。
<https://www.jrc.or.jp/chapter/yamagata/study/seminar/>
③申込内容を確認後、支部から主催者側へ連絡。
- 留意事項 ・研修会場は申込者側で手配願います。（ソーシャルディスタンス、換気が確保できる会場）
・セミナーに要する経費は無料です。





遺贈・相続財産等の赤十字への寄付をお願いします

近年、「自分が亡くなった後、これまで築いた財産の一部を赤十字に寄付したい」といったご相談や、大切な方を亡くされたご遺族から、「故人の遺産を社会のために役立ててほしい」というお申し出を多くいただいております。

日本赤十字社山形県支部では、このような尊いご意思に応えるために、遺贈（遺言によるご寄付）、相続財産等のご寄付を承っております。

遺贈とは

遺言によって財産の全部または一部を団体などの第三者に与えることを「遺贈」といいます。

災害時に、日本赤十字社に助けられました

赤十字病院や献血でお世話になった

相続財産寄付とは

相続により取得した財産の全部または一部を寄付することを「相続財産寄付」といいます。

故人の思いを汲んで寄付をしました

故人の供養になればと思って寄付をしました



◇「遺贈」遺言による寄付の場合

日本赤十字社に遺贈した財産には、相続税の課税対象になりません。

地域に根差した赤十字活動を展開する支部を遺贈先とすることで、「ゆかりの地に恩返しをしたい」「大切な故郷を赤十字活動への支援を通じて支えたい」といった思いを叶えることができます。

◇「相続財産寄付」の場合

ご遺族の方が相続された財産を相続税の申告期限内（相続開始があったことを知った日の翌日から10ヵ月以内）に日本赤十字社に寄付した場合、寄付した財産には相続税がかかりません。

故人の思いを尊重し、ご遺族の方が相続により取得した財産の全部または一部を日本赤十字社へ寄付することで、国内外で災害、病気、紛争等で苦しむ人々のいのちを守る活動に広く役立てることができます。

◇「香典返しの寄付」の場合

香典返しをする代わりに、「個人の遺志を社会のために活かしたい」というご遺族が増えています。

香典返しをご寄付いただいた場合には、ご希望によりお礼状を用意させていただきます。

日本赤十字社山形県支部への遺贈・相続財産寄付をお考えの際は、支部担当窓口（TEL023-641-1353・組織振興課）または県内の弁護士、司法書士、税理士、行政書士、金融機関（地方銀行、信金、信組）へご相談ください。



自動販売機で社会貢献 赤十字寄付金付自動販売機の設置先募集

赤十字寄付金付自動販売機とは、自動販売機設置者様の収入の一部を赤十字活動（災害救護活動、救急法等の普及、赤十字ボランティアの育成と活動等）の資金としてご寄付いただくものです。

- ・自動販売機の設置や売上金の回収、赤十字への振込等は業者におまかせでOK（電気代は設置者様で負担）
- ・売上の一部を赤十字へ寄付することを販売機のパネルで表示

補充・保守管理等はすべて業者が行います

自動販売機は省エネ対策もバッチリです



赤十字寄付金付自動販売機を設置することで、設置者・購入者双方が気軽に社会貢献できるシステムです。

日本赤十字社山形県支部では、赤十字寄付金付自動販売機の設置先を募集しておりますので、社会貢献事業の一つとしてぜひご検討いただき、気軽にお問い合わせください。